二十四　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条に規定する道路に該当するものに限る。以下同じ。）の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十六　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十七　離島航路等の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る林野の公有以外の林野の面積に17.1円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

算式の符号

A　前年度の３月31日現在における当該道府県の病院職員数（当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。）として総務大臣が調査した数

B　昭和38年３月31日現在における当該道府県の病院職員数として総務大臣が調査した数

二十六　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条に規定する道路に該当するものに限る。以下同じ。）の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十七　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十八　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十九　離島航路等の維持に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る林野の公有以外の林野の面積に17.6円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三十　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。